

応募案内

<明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事>

この応募案内は、施設整備・人材育成室が実施する明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事の公募型プロポーザル方式による事業者（設計者・施工者一括）選定（以下「プロポーザル方式」という。）の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同法施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

明石市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者が、プロポーザル方式に係る申請書類等に虚偽の記載をし、業務の契約相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 参加申請書等の作成要領

参加申請書等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

(1) 参加申請者欄については、参加申請者の住所、商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。

(1)の2 共同企業体として参加する場合は、参加申請書の参加申請者欄については、

〇〇〇・△△△特定建設共同企業体

代表者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

業者コード

構成員 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

業者コード

と記載し、特定建設工事共同企業体協定書及び同協定書第8条に基づく協定書（様式4の2）の写しを添付してください。その他の書類では構成員の記載は省略可能です。

(2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

(3) 参考工事費内訳書の作成にあたっては、必ず参考見積金額と合致させてください。また、値引きの計上や端数処理により参考見積金額と合致させることは認めません。

(4) 参考工事費内訳書は、以下の費用が分かるようにすること。

ア 建設工事費（法定福利費が確認できるように記載すること）

・ 建築費

- ・電気設備費
- ・機械設備費
- ・外構工事費
- ・共通仮設費
- ・現場管理費
- ・一般管理費

イ 設計費（設計費内訳書を参考に作成すること）

- (5) 記入に当たっては必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください（黒色で印刷された参加申請書等及び黒色のスタンプの押された参加申請書等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）。なお、鉛筆書きは不可とします。
- (6) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 郵送する前の最終確認

郵送する前に次の事項を十分に確認してください。なお、不備がある場合は無効となります。

また、持参による提出は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

(1) 参加申請書等の送付封筒

参加申請書等の送付に使用する封筒には、別途指定の宛名シールを貼り付けてください。

- ① 工事名
- ② 業者コード（2部門以上で登録している場合は、どの部門のコードでも可）
- ③ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名

(2) 公募型プロポーザル方式参加申請書

- ① 日付（郵便局窓口持参日を記載）
- ② 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ③ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）
- ④ 業者コード（2部門以上に業者登録している場合は、どの部門のコードでも可）
- ⑤ 電話番号等の工事責任者の連絡先

(3) 参考見積書

- ① 工事名
- ② 見積金額（必ず頭に¥を記載すること）
- ③ 日付（参加申請書等の受付終了日）
- ④ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ⑤ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

(4) 参考工事費内訳書（表紙については指定様式を使用すること。）

- ① 工事名
- ② 参加申請者（見積者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ③ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

- (5) 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付けの原本に限る。

- ・ 個人の場合・・・その３の２（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

5 異議の申し立て

参加申請者はプロポーザル方式の実施後、この応募案内及び関係法令等のプロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により参加申請書等が明石市に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

なお、参加申請に係るすべての費用は参加申請者の負担となり、明石市に請求することはできません。

お問い合わせ先：明石市福祉局施設整備・人材育成室

TEL：０７８－９１８－５２６２

FAX：０７８－９１８－５１９６